4 バリアフリー**化の推進に向**けて

持続的なバリアフリー化のためのしくみ

本市では、吹田市バリアフリー推進協議会を継続して開催し、市全体のバックリアフリー化の実現を図ります。

じぞくてき だんかいてき はってん

(2) 持続的かつ段階的な発展(スパイラルアップ)

今後とも住民や事業者、高齢者、障がい者などの意見や提案などを踏まえて基本構想を作成し、移動等円滑化の状況を把握しながら計画の改善をはかります。特にこれまで実施した整備状況のチェック及び評価を行いながら、構想のスパイラルアップを図るとともに、おおむね5年おきに基本構想の見直しを行います。

また、目標年次となる令和8 (2026) 年度には、基本構想の改定を 行います。



(3) バリアフリー化に向けた責務と役割

本基本構想は、国・地方公共団体・施設設置管理者・公安委員会・市民が、それぞれの役割と責務を果たすことによって、バリアフリー化を実現していくことを前提として作成しています。このため、前提条件が整わないときには、バリアフリー整備目標や事業の実現時期が遅れることがあります。

今後、事業が円滑に進められるよう、吹田市はもとより、それぞれの関係
きかん

でつよう しきん かくほ ちいき ごういけいせい りかい ちょうせい 機関において、必要な資金の確保や地域との合意形成にむけた理解と調整

さいだいげん どりょく ひつよう
などの最大限の努力を必要とします。

また、真にバリアフリー化を実現するためには、ハード整備だけでなく、

でとり
一人ひとりの理解と協力が不可欠となります。したがって、市民は高齢者、
障がい者などの円滑な移動及び施設の利用を確保することの重要性について理解を深めるとともに、視覚障がい者誘導用ブロックへの自転車の放置、
りかい者用駐車スペースへの駐車などによる高齢者、障がい者などの施設の利用などを妨げないよう配慮することや、必要に応じて高齢者、
の施設の利用などを妨げないよう配慮することや、必要に応じて高齢者、
障がい者などの移動や施設の利用を手助けするなど、バリアフリー化に向けて積極的に協力することが重要となります。



たんとう担当	ゃくわり 役割	せきむ 責務
<に 国	 ・移動等円滑化の促進に関する基本 はうしん さだ 方針を定めます。 ・「移動等円滑化基準」を定め、基 ・「移動等円滑化基準」を定め、基 じゅんてきごうせい しんさ にんていおよ じぎょう 準適合性を審査し、認定及び事業 じっし かんこく 実施を勧告します。 しちょうそん さくてい きほんこうそう じょげん・市町村が策定する基本構想への助言 おこな を行います。 	・移動等円滑化を促進するために必要しきんかではまする。 しきんかくほったではまするではでいるでは、かくほったではできまするのではできます。 いどうとうえんかつかっかんがではないでも、できまれがつからでは、できないでででは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでででは、できないでででは、できないででできます。 こうほうかつどうでは、いどうとうえんかつからないでは、では、ないでは、できないでは、いとうとうえんかつからないでは、できないではないでは、できないではないでは、できないでは、できないではないでは、できないでは、できないではないでは、できないでは、できないでは、できないでは
ちほう 地方 こうきょう 公共 だんたい 団体	・単独又は共同して基本構想を作成 します。 かくしせつ とくていじぎょうじっし しせつ ・各施設について特定事業実施を施設せっちかんりしゃ ようせい 設置管理者に要請します。	・国の施策に 準 じて移動等円滑化を そくしん ひつよう そ 5 こう 促進するために必要な措置を講ずる っと よう努めます。
こうあん 公安 いいんかい 委員でせった 施みりしゃ 管理者	・単独又は共同して「交通安全特定 ・単独又は共同して「交通安全特定 じぎょうけいかく さくせい じっし 事業計画」を作成し実施します。 きほんこうそう そく とくていじぎょうけいかく ・基本構想に即して特定事業計画を さくせい じっし 作成し実施します。	・基本構想の作成に協力します。 ・基本構想の作成に協力します。 ・基本構想の作成に協力します。 ・基本構想の作成に協力します。 ・人がはつしせつ ・新設施設についての「移動等円滑化 きじゅん てきごうぎ む 基準」適合義務。 きそんしせつ ・既存施設についての「移動等円滑化 きじゅん てきごうどりょくぎ む 基準」適合努力義務。
市民	・高齢者、障がい者などの円滑な移動及び施設の利用を確保するために協力 するよう努めます。	

